感染症の発生により企業実習が実施されなかったことの経緯書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受講生氏名 | 　　　　　　　　　　　　（　　歳） | 申請番号 |  |
| 住所 |  |
| 訓練科名（番号） |  |
| 企業実習先名 | （施設名）（住　所）（連絡先） |
| 企業実習を実施しなかった経緯（感染症の名称（＊）も記入すること |  |
| 上記感染症により企業実習を実施しなかった期間 | 自　令和　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間至　令和　　　年　　　月　　　日 |

　　＊学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に限ります。

　　　詳しくは裏面をご確認下さい。

上記の記載事実に誤りのないことを証明します。

令和　　　年　　　月　　　日

（訓練実施施設名）

（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（訓練実施施設の長）

（電話（担当者名）

○○公共職業安定所長　殿

学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症一覧

|  |
| --- |
| ○エボラ出血熱　○クリミア・コンゴ出血熱　○痘そう　○南米出血熱○ペスト　○マールブルグ病　○ラッサ熱　○急性灰白髄炎　○ジフテリア○重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）○鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであつてその血清亜型がＨ五Ｎ一であるものに限る。以下、「鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）」という。）○インフルエンザ（鳥インフルエンザ（Ｈ五Ｎ一）を除く。）　○百日咳○麻しん（はしか）　○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）○風しん（三日はしか）　○水痘（水ぼうそう）　○咽頭結膜熱（プール熱）○結核　○髄膜炎菌性髄膜炎　○コレラ　○細菌性赤痢○腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ１５７）　○腸チフス　○パラチフス○流行性角結膜炎　○急性出血性結膜炎その他の感染症（例　感染症胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項まあ出に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 |